

医療費の増加に対応し、国民健康保険制度の安定化をはかるために
平成29年度から**国民健康保険の税率を改定します**

区分		改定前 (A)	改定後 (B)	差額など(A) - (B)
医療給付費分	所割割	4.77%	5.65%	0.88%
	資産割	27.72%	27.72%	変更なし
	均等割 (1人あたり)	23,000円	27,500円	4,500円
	平等割 (1世帯あたり)	26,800円	26,800円	変更なし
後期高齢者支援金分	所割割	1.4%	1.65%	0.25%
	資産割	3.0%	3.0%	変更なし
	均等割 (1人あたり)	5,500円	8,300円	2,800円
	平等割 (1世帯あたり)	5,500円	5,500円	変更なし
介護納付金分	所割割	1.4%	1.65%	0.25%
	資産割	8.12%	8.12%	変更なし
	均等割 (1人あたり)	7,200円	11,000円	3,800円
	平等割 (1世帯あたり)	7,800円	7,800円	変更なし

町の国民健康保険（以下、「国保」というところがあります。）の財政状況は、単年度収支（一年間の収支）が毎年赤字になるなど厳しい状況が続いています。健全な国民健康保険の財政運営を継続していくために、平成29年度から保険税率を引き上げます。

被保険者の皆さんにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解くださいますようお願いします。

問い合わせ

町民課
国保年金係
☎ (83) 1225

国保事業は町の事業の中で独立した事業として、一般会計（通常の町政運営を行う予算）と分かれた特別会計により運営しています。保険税や公費である国・県交付金などを主な財源とし、町でも一般会計から公費負担をしています。しかし、それだけでは補いきれず、不足分は町の一般会計から法定外に繰り入れを行っているのが現状です。町の国保の財政状況は、少子・超高齢化の進行、医療技術の高度化などに伴い、年々

いたでいています。これを一部負担金といい、残りの7割（または8、9割）は国民健康保険で負担しています。被保険者が安心して医療サービスを受けられるよう将来にわたり安定的に制度運営していくことが大切です。

町の国民健康保険財政状況

行つて以来、平成28年度までの税率は据え置かれてきました。これまで町では、増え続ける医療費に対し、一般会計から法定外繰り入れと国保の財政調整基金を取り崩すことで税額の引き上げを抑えてきました。しかし、国保の基金は残り少なくなり、財源は憂慮される事態となりました。

そこで、町長からの国保税

税率改定の経過と理由

は、高騰する医療費による財源不足から、県に貸付を受けなければ対応できない状況になっています。

今後、健全な国保財政運営をしていくためには、医療費の適正化、保健事業の推進と保険税率の見直しなど、国保被保険者の皆さんに一層のご協力をいただきなければならぬ実情にあります。

国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度を守るために、医療の適性利用と納税へのご理解とご協力をお願いします

ご自身の健康管理に気を付け、病気を防ぐ・重症化させないことが求められます。

近年の保険税と医療費の推移をみると、平成27年度の1人当たりの保険税（現年度課税分）は9万4105円と漸減し、これに対し1人当たりの医療費は38万1759円と増加し続けています。今後も医療費が増え続け、町の国保財政状況を圧迫することが予想されます。健全な国保財政運営、制度存続のためには、一人一人が

年 度	1人あたりの 国保医療費	1人あたりの 保険税額(介 護分を含む)
平成25年度	315,468円	100,943円
平成26年度	335,930円	96,827円
平成27年度	381,759円	94,105円
平成27年度	(参考 全国市町村国保) 347,801円	_____
	(参考 神奈川県内市町村国保) 325,115円	(参考 神奈川県内市町村国保) 103,238円

に対して、「松田町国民健康保険運営協議会」において協議会を重ねた結果、保険税率の改定を含む収支均衡を図るようになると答申をされました。国保の安定した運営を行うために3月議会定例会における審議を経て、平成29年度から国保税率の引き上げをお願いすることとしました。

無駄の無い医療を受け、 医療費の節約に努めましょう



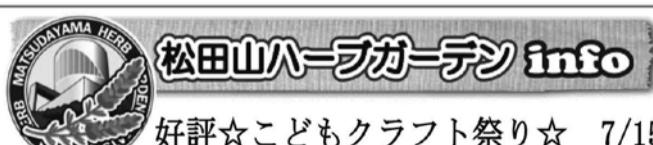
①かかりつけ医、家庭医を持ちましょう。

②同じ病気で複数の医療機関を受診しないようにしましょう。

③定期健診を受け、疾病の早期発見・早期治療を心がけましょう。

④医師を信頼し、指導を受けると共に、不安や疑問を尋ねましょう。

⑤ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用し、薬代を節約しましょう。



好評☆こどもクラフト祭り☆ 7/15~8/31

今年も夏休み企画！「こどもクラフト祭り」を開催します！！無料体験（平日のみ）やお手軽な価格で体験ができるチャンスです♪是非、夏休みにハーブガーデンに遊びに来てね！風が気持ちよい外で手ぶらでBBQはいかがですか？事前予約・前払制となります。ご予約は、インターネットもしくは、[0570-09-0014](tel:0570-09-0014)（9-17時）まで！！

ハーブ教室 7月「手づくりボディパウダー」(毎週木曜日 10時半~12時)
ハーブ教室は 10:30 から開講。事前予約制(3日前) & 定員制となりました。

松田山ハーブガーデン ☎ 0465-85-1177 / FAX: 0465-85-1176 <http://www.seibh-ha.co.jp/matsu-clavama-hg/>